

居宅介護支援事業所
かなれ介護支援センター 運営規程

(事業の目的)

第1条 日本コミュニティケア株式会社が開設する居宅介護支援事業所 かなれ介護支援センター（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援及び介護予防支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員その他の従業者（以下「介護支援専門員等」という。）が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な事業を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業の提供に当たっては、要介護状態又は要支援状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行うものとする。
- 2 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものとする。
 - 3 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される居宅サービス又は介護予防サービス等が特定の種類又は特定の事業者等に不当に偏することのないよう、公正中立に行うものとする。
 - 4 事業の運営に当たっては、市町村、いきいき支援センター、他の居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者、介護保険施設、特定相談支援事業者等との連携に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 居宅介護支援事業所 かなれ介護支援センター
- ② 所在地 名古屋市南区松池町3丁目17番地13

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

職 種	資 格	常勤(名)	非常勤(名)	備 考
管理者	主任介護支援専門員と兼務	1名		
介護支援専門員	主任介護支援専門員	1名		
	介護支援専門員		1名	
事務員			1名	

(1) 管理者

管理者は、事業所の従業者の管理、利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、従業者に運営に関する基準を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

(2) 介護支援専門員

介護支援専門員は、管理者の指揮命令のもと居宅介護支援及び介護予防支援の提供に当たる。

(3) 事務員

事務員は、管理者の指揮命令のもと指定居宅介護支援及び介護予防支援の事務に当たるものとする。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日 月曜日から金曜日までとする。
ただし、祝日、年末年始(12月29日から1月3日)までを除く。
- ② 営業時間 午前9時から午後6時までとする。

(居宅介護支援又は介護予防支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額)

第6条 居宅介護支援又は介護予防支援の提供方法及び内容は次のとおりとし、居宅介護支援又は介護予防支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

- ① 利用者の相談を受ける場所 利用者宅又は第3条に規定する事業所内等
- ② 使用する課題分析票の種類 居宅サービス計画ガイドライン方式

2 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

- ① 事業所の実施地域を越える地点から、片道5キロメートル未満 300円
- ② 事業所の実施地域を越える地点から、片道5キロメートル以上 500円

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、名古屋市全域

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第8条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずる。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を年1回定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を年4回定期的に実施する。
- (4) 上記(1)から(3)までを適切に実施するための担当を管理者が実施する。

(事故発生時の対応)

第9条 介護支援専門員等は、利用者に対する事業の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

(その他運営についての留意事項)

第10条 事業所は、介護支援専門員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用後1カ月以内
- ② 継続研修 年1回

2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は日本コミュニティケア株式会社と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成25年5月1日から施行する。

この規程は、平成26年3月16日から施行する。

この規程は、平成26年8月1日から施行する。

この規程は、平成26年9月1日から施行する。

この規程は、平成26年10月1日から施行する。

この規程は、平成28年1月18日から施行する。

この規程は、平成28年7月1日から施行する。

この規程は、平成28年10月16日から施行する。

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

この規程は、令和2年11月1日から施行する。

この規程は、令和2年11月16日から施行する。

この規程は、令和3年1月4日から施行する。

この規程は、令和3年2月16日から施行する。

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

第6条 使用する課題分析票の種類の変更

第8条 虐待の防止のための措置に関する事項追加

この規程は、令和4年6月16日から施行する。

この規程は、令和4年9月1日から施行する

この規程は、令和6年4月1日から施行する。(介護予防支援指定申請のため)